

# 徳島LEDアートフェスティバルのロゴマークの使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、徳島LEDアートフェスティバル（以下「フェスティバル」という。）のロゴマーク（以下「ロゴ」という。）を使用する場合の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 フェスティバルのロゴとは、別図に定める画像をいう。

(使用目的)

第3条 フェスティバルのロゴは、フェスティバルの周知等、フェスティバルの広報及びイメージアップに寄与する目的に使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は使用を認めない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- (2) 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれのある場合
- (3) 青少年の健全育成にとって有害な目的に使用されるおそれのある場合
- (4) ロゴの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれある場合
- (5) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用されるおそれのある場合
- (6) その他徳島LEDアートフェスティバル2016実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が適切でないと認めた場合

2 フェスティバルのロゴは、特定の事業の推奨や販売する商品の品質保証等を行うものではない。

(使用できる者)

第4条 フェスティバルのロゴは、個人、団体、住所等を問わず、だれでも使用することができる。ただし、次に掲げる業種又は業者については、使用を認めない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）の規制を受ける者
- (2) 消費者金融・ギャンブルに係る者
- (3) 法律に定めのない医療類似行為に係る者
- (4) その他委員長が適切でないと認めた者

(遵守事項)

第5条 フェスティバルのロゴの使用については、徳島LEDアートフェスティバル2016実行委員会（以下「実行委員会」という。）が提供する画像データを使用しなければならない。

2 フェスティバルのロゴは、定められた形状、色等に従って正しく使用するものとし、その一部のみを使用、又は変形して使用することはできない。

3 実行委員会以外の者は、フェスティバルのロゴを使用するにあたって、意匠法（昭和34年法律第125号）

第6条及び商標法（昭和34年法律第27号）第5条の規定に基づく新たな権利の設定をしてはならない。

(使用料)

第6条 フェスティバルのロゴの使用料は無料とする。

(使用申請)

第7条 フェスティバルのロゴを使用しようとする者は、徳島LEDアートフェスティバルロゴマーク使用申請書（様式第1号）に使用方法が分かる資料その他委員長が必要と認める書類を委員長に提出し、あらかじめ実行委員会の承認を得なければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りではない。

- (1) 実行委員会又は徳島市が主催する事業に使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合
- (3) 前2号のほか、委員長が申請を要しないと認めた場合

(使用承認)

第8条 委員長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、必要な審査を行い、使用を認めるときは、徳島LEDアートフェスティバルロゴマーク使用承認書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 委員長は、前項の規定により使用を承認するにあたって、条件を付することができる。

3 第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認された製作物の完成品を速やかに委員長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認めるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

4 使用者は、承認された用途にのみフェスティバルのロゴを使用することとし、その権利を譲渡又は転貸してはならない。

(使用承認期間)

第9条 使用者がフェスティバルのロゴを使用できる期間は、使用を希望する日から平成29年3月31日までの期間のうち、前条第1項に規定する通知に記載された期間とする。

(使用改善)

第10条 委員長は、フェスティバルのロゴの使用に関して、使用目的と異なる又は遵守事項に反した使用を発見したときは、使用者に対して改善を求めるものとする。

2 使用者は、前項の規定に基づき委員長から改善を求められたときは、これに応じなければならない。

(使用取消)

第11条 委員長は、次の各号に該当する場合には、フェスティバルのロゴの使用承認を取り消し、使用者に製作物の回収及び破棄を命じることができる。

(1) 使用者が前条第2項に反した場合

(2) 使用者が不正の手段又は虚偽の内容により使用承認を得たことが判明した場合

(3) 前2号のほか、この規程の定める事項に反することが判明した場合

2 前項の規定により、フェスティバルのロゴの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、委員長はその責めを負わないものとする。

(事故、苦情等の処理)

第12条 フェスティバルのロゴの使用に際し、製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な処理を行うこととし、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

2 前項の処理に関して、実行委員会が費用を負担した場合は、その実費を使用者に請求できるものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、フェスティバルのロゴの取扱に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規程は平成28年10月13日から施行する。

別図（第2条関係）

徳島LEDアートフェスティバル ロゴマーク

(1) 2016 ロゴ-type1



(2) 2016 ロゴ-type2



(3) 2016 和文ロゴ

**徳島LEDアートフェスティバル 2016**

(4) ベーシックロゴ-type1



(5) ベーシックロゴ-type2



備考

- 1 ロゴの一部のみを使用し、又はロゴを変形し、若しくは他の図形や文字と重ねて使用しないこと。
- 2 指定外の配色は使用しないこと。ただし、モノクロは可とする。

徳島LEDアートフェスティバル2016実行委員会  
委員長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者名

印

### 徳島LEDアートフェスティバルロゴマーク使用申請書

徳島LEDアートフェスティバルのロゴマークを使用したいので、次のとおり申請します。

<p>1 使用物件 ※該当するすべての番号 に○を付ける</p>	<p>(1) 2016 ロゴ-type1 (2) 2016 ロゴ-type2 (3) 2016 和文ロゴ (4) ベーシックロゴ-type1 (5) ベーシックロゴ-type2</p>
<p>2 使用目的 ※該当するすべての番号 に○を付ける</p>	<p>(1) ポスター・チラシ (2) (1)以外の広報・印刷物（ 無償 ・ 有償 ） (3) ホームページ (4) 記念品 (5) 商品 (6) その他（ ）</p>
<p>3 使用期間</p>	<p>平成 年 月 日から平成 年 月 日まで</p>
<p>4 使用方法</p>	<p>事業名称 （ ） 使用方法及び対象 （ ）</p>
<p>5 担当者</p>	<p>(フリガナ) 氏名： 所属部署、役職名： 電話番号： FAX 番号： E-mail：</p>

※ 添付書類：使用方法が分かる資料及び委員長が必要と認める書類

平成 年 月 日

徳島LEDアートフェスティバル2016 実行委員会  
委員長 近藤 宏章

## 徳島LEDアートフェスティバルロゴマーク使用承認書

平成 年 月 日付けで申請のありました徳島LEDアートフェスティバルロゴマーク使用については、次のとおり承認します。

1 使用者	
2 使用承認期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
3 使用内容	事業名称 ( ) 使用方法及び対象 ( )

### 【留意事項】

- 1 ロゴの一部のみを使用し、又はロゴを変形し、若しくは他の図形や文字と重ねて使用しないでください。
- 2 指定外の配色は使用しないでください。（モノクロは可）
- 3 ロゴを使用する場合、使用する物品の表示、安全性に関する事項については各種法律に基づき、使用者が全ての責任を負うものとします。
- 4 物品並びに各種印刷物等にロゴを使用する際にかかる費用は、使用者が負担してください。
- 5 その他「徳島LEDアートフェスティバルロゴマークの使用に関する規程」に基づき、適正に使用してください。
- 6 承認された製作物の完成品を速やかに委員長に提出してください。（完成品の提出が困難と認めるものについては、その写真を提出してください。）
- 7 「徳島LEDアートフェスティバルロゴマークの使用に関する規程」に違反してロゴを使用した場合、使用承認を取り消し、製作物の回収及び破棄を命じることがあります。

以 上